

国労第93回定期全国大会
と き：2024.7.25～26
と ころ：東京地方本部管内

2024年度運動方針(案)

(第一次草案)

国鉄労働組合

メインスローガン

つくろう職場に労働運動を！

ひろげよう闘いを

職場に、地域に、全国に！

サブ・スローガン

1. 「仕事総点検・安全総点検」運動を全職場から展開し、J Rおよび関連労働者の組織化と希望者全員の正社員化、労働条件の改善、安全・安定輸送の確立を一体のものとして全力で取り組もう！
2. 2025年春闘勝利にむけ、職場・地域から要求実現に向けて全力で闘い抜こう！
3. 安心して働き続けられる職場づくりをめざし、健全な労使関係を確立するとともに、全職場から分会活動の活性化をはかり、組織強化・拡大を勝ち取ろう！
4. アスベスト健康被害対策を強化しよう！
5. J R北海道・四国・貨物会社に対する持続可能な支援策の確立とJ R九州会社の安定経営に向けた助成策の継続、整備新幹線並行在来線の維持・活性化と地域公共交通の再生、人と環境にやさしい総合交通政策の実現をめざそう！
6. 憲法改悪を許さず、戦争法廃止、核兵器廃絶、平和と民主主義擁護の闘いを強化しよう！
7. すべての戦争に反対し、武力による威嚇・行使を許さず、国際紛争の平和的解決を求め、難民・移住者と外国人労働者の基本的人権を擁護しよう！
8. すべての差別反対・人権確立、じん肺等公害の根絶、地球環境保護などの共闘運動を強化しよう！
9. 労働法制の改悪・増税政策・社会保障の切り捨てなどに反対し、「格差是正」と「働きやすさ」を求め、地域から共闘運動を強化しよう！
10. 東日本大震災をはじめ、自然災害からの早期復興と被災地への支援策強化、原発推進のエネルギー政策を抜本的に転換させよう！
11. 医療・介護・福祉の拡充を求め、解雇や雇い止め、労働条件の改悪等を許さず、職場・地域で働くすべての仲間の命と健康、生活と雇用を全力で守り抜こう！
12. 各種選挙をはじめとする政治闘争を強化しよう！

目 次

スローガン

はじめに

I. 情勢の特徴

1. 国際情勢の特徴
2. 国内情勢の特徴
3. J Rを取り巻く情勢の特徴

II. 闘いの総括

1. 「合理化」反対、労働条件改善、権利確立、
安全・安定輸送確立等の闘いについて
2. 2024 年春闘の取り組み
3. 組織強化・拡大の取り組み

III. 闘いの基調

IV. 闘いの目標

V. 一年間の諸課題と闘い

1. 「合理化」に反対し、労働条件改善、安全・安定輸送確立の闘い
2. 2025 年春闘の闘い
3. 労働協約改正と期末手当獲得の闘い
4. J R 健保・年金等の改善に向けて
5. 組織の強化・拡大と権利確立をめざして
6. 調査・点検活動の前進をめざして
7. 労働者教育・文化の充実と情宣活動の取り組み
8. 共闘運動の前進をめざして
9. 平和と民主主義を守る闘い
10. 国際連帯活動の前進をめざして
11. 政治闘争の強化について
12. 政党と労働組合の関係について
13. 全国交運共済生協およびこくみん共済 C O O P の加入促進について
14. 労金運動の推進について

VI. 全国協議会の現状と今後の活動について

VII. 財政の確立

VIII. 闘いの展開

はじめに

国労は、昨年7月27日から28日に第92回定期全国大会を開催し、組織強化・拡大を最重要課題とし、労働条件改善、安全・安定輸送確立の取り組み、憲法改悪を許さず、平和と民主主義を守る闘いに組織の総力を上げることを確認した。

さらに、「闘争指令第1号」の総括から、2023年度においても新たな闘争指示のもとで、引き続き最重要課題である組織強化・拡大を全機関・全組合員が総力をあげて取り組むことを確認した。そして1月27日に開催した第194回拡大中央委員会においても2024年春闘の闘いに全力をあげ、新入社員対策をはじめとした組織拡大の取り組みに組織の全力をあげて取り組むことを意思統一し、今日までの闘いを積み重ねてきた。

2020年2月からの新型コロナウイルス感染症拡大により生活様式や働き方も変化してきたが、そうした状況において医療制度のあり方や解雇や雇い止めなど、矛盾や社会問題が噴出し、公的支援の継続が求められている。

JR各社では、コロナ禍の中で人の流れが大きく変化し、乗車率が大幅減となるなどの影響を受けてきたが、制限が解除されたことに伴い、インバウンド等の回復や増加もあり、収益についても回復している。

2023年度決算においてはJR旅客6社すべてが黒字となり、JR貨物においても赤字幅が圧縮されるなど、回復傾向にある。

こうした状況をなし得たのも、エッセンシャルワーカーとして現場の組合員が安全・安心の公共交通を確保し、さらにまた職場の最前線で医療の確保に従事してきた医療現場の仲間たちの奮闘によるものである。

岸田内閣は、自民党の党是である「憲法改正」を大きな課題とし、改憲に向けた動きを急速に進めている。しかし、明るみになった政治とカネの裏金問題により内閣支持率は下がっている。4月に投開票された衆議院補欠選挙では、自民党は3選挙区の中で2選挙区については候補を擁立できず不戦敗となり、唯一の与野党対決となった島根1区でも野党の勝利となった。しかしながら、現在も衆参両議院ともに、改憲勢力の議席数は「憲法改正」発議に必要な3分の2を上回る状況である。

JR各社は、要員削減と効率化を進め、みどりの窓口の大幅な廃止や、グループ会社への委託拡大や駅の無人化、GOA2.5における自動運転の開始などを進める中で、人件費の削減とマルチタスク（多能工化）を一層深化させ、そのスピードを一段と早めている。

職場では急激な世代交代が余儀なくされているが、労働条件の低下や会社施策への不信感などにより若年の離職者が急増し、要員不足などによって、安全輸送が脅かされるなど課題が山積している。

またローカル線については、昨年4月に改正地域公共交通活性化再生法が成立し、

10月に施行されたが、芸備線の一部区間について「再構築協議会」が設置され検討が始まっている。国労として鉄道路線維持のための公的資金制度の拡充や、地域公共交通の持続的な安定経営が図られるように強く求めていくことが重要である。

こうした情勢の中、本部が提起した「国労の課題と方向性（5年ビジョン）」の討議と運動を進め、この間中間総括も行ってきたが、2023年度が最終年度となり、本部はもとより各機関で総括を行い、国労総体のものとする必要がある。

現職者と再雇用者の組織率が逆転し、さらに再雇用満了に伴う退職により、組織の減少と組合費収入の急激な減少は避けられず、この現状を直視し、早急に対応策を講じる必要がある。

本部は「闘争指示7号」を発出し、組織強化・拡大に向けた具体的な運動を意思統一してきたが、職場活動を実践する人財育成を計画的にかつ積極的に進めていくことと、職場からの組織拡大の取り組みについて具体的目標をもとに取り組みを進めてきた。また新たな情報発信アプリを導入し、全国の組合員と情報の共有化を図ってきたが、早急に全組合員の登録を進める必要がある。

今次全国大会では、国労運動の継承・発展に向けて、文字通り、すべての闘いを組織強化・拡大運動に結び付け、全機関・全組合員の総意として確認することが重要である。

今こそ全機関をあげて山積する課題に対し、組織の展望を確認し、運動を後退させることなく、全組合員が結集して総団結・総決起することを強く訴えるものである。

I. 情勢の特徴

1. 国際情勢の特徴

- (1) 世界保健機関（WHO）は、2023年5月5日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて出していた「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を終了すると発表し、およそ3年3か月にわたって出されていた緊急事態宣言が終了したが、米紙ワシントン・ポストは2024年2月13日、米疾病対策センター（CDC）が新型コロナウイルスに感染した場合の隔離期間を短縮するよう指針の変更を計画していると報じた。少なくとも24時間発熱がなければ隔離を解除するという内容で、3月1日、新型コロナウイルスの感染者に5日間の隔離を呼びかけるルールを撤廃したと発表した。CDCによると、アメリカではワクチンやこれまでの感染により、98%を超える人が新型コロナに対する何らかの免疫があり、「新型コロナをめぐる状況はかつてのような緊急事態ではなくなった」としている。
- (2) 2022年2月24日、プーチンロシア大統領がウクライナへの軍事作戦を行うと述べた演説が各メディアに対して公表された直後に開始されたウクライナへの軍事侵攻は、丸2年が経過したいまもお戦火が止むことなく、停戦や和平の見通しも立っていない。ウクライナのゼレンスキー大統領は4月6日、ウクライナへの軍事追加支援をめぐり、米議会で審議が難航していることについて、「米国からの援助を望むが、他に選択肢がなければ、融資に同意するだろう」と述べ、米国からの支援の必要性を訴え、「早ければ早いほどいい」と強調した。さらに、「世界の安全保障に関わる問題であるにもかかわらず、米国内の政治問題になってしまっている。この中途半端なアプローチを理解できない」と述べ、「適切な援助が得られることを信じ、努力し、期待し続ける」と話した。こうした中、アメリカ政府は4月24日、610億ドル（約9兆6,000億円）規模の対ウクライナ追加軍事支援予算を成立させた。バイデン政権は同日すでに、対空ミサイルや砲弾など10億ドル規模の緊急兵器支援を発表している。また、これを受けてオースティン長官は26日、チャールズ・ブラウン統合参謀本部議長と共に記者会見し、ウクライナに対して単体としては過去最大となる60億ドル（約9,460億円）規模の追加支援を発表した。一方、中国とロシアの両政府は、2024年が両国の国交75周年にあたることなどをふまえ、プーチン氏が5月16日と17日の2日間にわたって中国を訪問した。首脳会談で両首脳はウクライナ情勢などについて意見を交わし、良好な関係をアピールした。中国にとっては、アメリカとの競争にロシアとの関係を生かしたい反面、国際社会の批判が集中することを避けたい思惑があり、ロシアにとっては、ウクライナへの侵攻が続く中、中国の後ろ盾が不可欠で、中国が対欧米との関係をにらみながら、今後どの程度ロシアに寄り添うかが焦点となっている。プ

ーチン氏の中国訪問は2023年10月以来で、5月7日の5期目の大統領就任式以降、初めての外国訪問になる。

(3) 5月7日、イスラエルとイスラム組織ハマスの戦闘が始まってから7か月となる中、戦闘休止と人質解放に向けた交渉をめぐり、ハマスは仲介国の提案を受け入れると発表した。これに対しイスラエルは、ガザ地区南部のラファの一部地域で地上部隊が限定的な作戦を始めたと発表、和平交渉への影響が懸念されている。イスラエル軍は、空爆に加え地上部隊が、ラファ東部の限られた地域で、ハマスの壊滅に向けて限定的な作戦を始めたと発表した。また、エジプトとの境界にあるラファ検問所のガザ地区側を掌握したことで、地元のメディアはイスラエル軍によって検問所が閉鎖され、支援物資の搬入ができなくなっていると伝えている。また、ラファでは7日にかけて、イスラエル軍が住民に退避を通告した東側に加えて西側でも激しい空爆を行い、住民20人が死亡したとも伝えている。戦闘の開始から7か月となり、ガザ地区の保健当局はこれまでに3万4,789人が死亡したと発表し、住民の犠牲がさらに増え続けている。ハマスは、ラファでの作戦は交渉を危機的な状況にさらすなどと反発していて、戦闘の休止と人質の解放に向けた交渉への影響が懸念されている。

(4) 11月5日に投開票される米国の大統領選まで、あと4ヵ月となったが、4年前と同じ顔合わせで、民主党のバイデン大統領(81)に共和党のトランプ前大統領(77)が挑む構図となった。世論調査では競り合いが続き、双方の陣営が相手を名指ししての批判合戦は熱を帯びている。各種の世論調査をまとめている代表的なサイト「リアル・クリア・ポリティクス」や「538」では、ともにトランプ氏の支持率がバイデン氏をわずかに上回る状況が続いている。すでに全米に知られた候補同士だけに、有権者の評価は大方定まっているともいわれている。今回の大統領選挙では、史上最高齢の大統領のバイデン氏と刑事事件で起訴されているトランプ氏のいずれも支持したくないとする有権者が一定数いるとみられ、ABCテレビなどが3月に行った世論調査では「大統領としてどちらがよりよい仕事をすると思うか」という問いに対し、30%が「どちらでもない」と回答している。こうした中、無所属で立候補を表明しているケネディ元大統領のおいのロバート・ケネディ・ジュニア氏が、全米で一定の支持を集め、バイデン氏とトランプ氏の支持層を取り込み、選挙戦にどこまで影響を与えるのかも注目されている。

(5) 国際通貨基金(IMF)は4月16日に改定した世界経済見通しで、今年の世界全体の経済成長率は3.2%と、これまでより0.1ポイント上方修正した。一方、ウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化による物価の上昇などを今後のリスクだと指摘している。アメリカで予想を上回る経済成長が続いていることなどが要因で、アメリカの今年の成長率は2.7%と、こちらも1月時点より0.6ポイント引き上げた。一方でIMFは、ウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化による物価の上昇や、インフレによる金利の上昇などを今後のリスクだと指摘した。国別では、中国の

成長率は4.6%で、前回から据え置いたが、「問題を抱えている不動産市場に関する包括的な対策を打たないかぎり成長が鈍化する可能性があり、そうなれば貿易相手国が打撃を受ける」とした。日本の成長率は、前回と同じで去年の1.9%から0.9%に鈍化すると予想したが、外国人観光客の急増という一過性の要因が薄れるためだとしている。このほか、ロシアの成長率は3.2%と、前回から0.6ポイント引き上げた。労働市場のひっ迫を受けて賃金が上昇し、民間消費が好調なことなどが堅調な経済の要因だとしてきたが、来年は、こうした効果が薄れ、1.8%に鈍化するとみている。

2. 国内情勢の特徴

(1) 第213回通常国会が1月26日に召集された。会期は6月23日までの150日間だが、自民党派閥による政治資金規正法違反事件を受け、同法改正をはじめとした政治改革が最大の論点で、野党はまず「裏金疑惑」の真相究明を求め、自民党総裁である岸田首相の責任も迫及した。岸田首相は通常国会召集にあたり、自民党両院議員総会で、「政治の信頼を回復しつつ、日本の重要課題にしっかり立ち向かわなければならぬ」と決意を示した。立憲民主党の泉代表は党会合で「今の岸田政権には危機管理能力も危機意識もない。国民生活に目を向けていないのは明白だ」と強調し、「我々が政権を担うんだという意識を強く持ってまい進したい」と述べた。通常国会は召集日に首相が施政方針演説をするのが通例だが、今国会は30日に先送りし、前日の29日に政治とカネの問題をテーマに首相が出席して衆参両院の予算委員会が開かれた。また野党側の要求を踏まえ、安倍派に所属する衆参両院の委員長ら11人が交代するなど、冒頭から異例の展開となった。与野党は、政治資金の透明化が喫緊の課題だとして、双方とも政治資金規正法の改正に向けた検討を続けたが、通常国会では法改正を含む政治改革が最大の焦点となった。

(2) 政府の2024年度予算は、3月28日の参院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立した。一般会計112兆5,717億円のうち、歳出は抑制が難しい社会保障費と国債の元利払い費だけでおよそ6割を占めるなど一段と硬直化が進んでいる。歳入の不足を新規国債で補う構図も固定化し、予算の総額は23年度当初予算の114兆3,812億円から1.8兆円ほど減るものの、過去2番目の規模で、2年連続で110兆円台となる。医療・介護・年金にかかる社会保障費は37兆7,193億円で過去最大となったが、病院や介護事業所が医療や介護の対価として受け取る報酬のうち、現場の人件費に回る部分を増額し、賃上げにつなげる。診療報酬はプラス0.88%、介護報酬はプラス1.59%の改定率とした。国債の償還や利払いにあてる国債費も27兆90億円で最大となり、利払い費の想定金利は23年度の1.1%から1.9%へ引き上げた。社会保障費と国債費を足すと歳出の57%にのぼり、成長投資に予算を振

り向ける余地が狭くなっている。物価高や賃上げといった政策課題に機動的に対応するための予備費として1兆円を計上し、新型コロナウイルス感染症や物価対策などの予備費として5兆円を用意していた23年度当初予算から4兆円減らした。一方、一般の予備費は1月の能登半島地震の被災地の復興に活用するため、5,000億円から1兆円に増やした。物価・賃上げ促進予備費や、一般予備費の増額はコロナ前にはなかった対応で、歳出構造が平時に戻ったとはなお言い切れない。歳入面では税収は69兆6,080億円で23年度当初予算とほぼ同額となり、6月に実施する所得税減税は税収を減らす効果があるためほぼ横ばいだが、新規国債35兆4,490億円を発行して歳入の不足を穴埋めする。

(3) 派閥の政治資金パーティーをめぐる問題で自民党は、4月4日午後、党本部で党紀委員会を開き、安倍派と二階派の議員ら39人の処分を決定し、安倍派幹部の塩谷元文部科学大臣と世耕前参議院幹事長は離党勧告とした。これを受けて世耕氏は離党届を提出し受理された。こうしたなか、衆院東京15区、島根1区、長崎3区の3補欠選挙の投開票が4月28日に行われた。3補選は自民派閥による政治資金規正法違反事件後初の国政選挙で、「政治とカネ」が最大の争点となった。自民党は東京15区と長崎3区で候補者の擁立を見送り、島根1区が唯一の与野党対決となった。勝敗の行方は、岸田首相の政権運営や衆院解散戦略に影響を与える可能性がある。島根県、東京都、長崎県の各選挙管理委員会によると、3補選の投票率はいずれも過去最低だった。与野党対決となった島根1区も含めて全勝を確実としたことを受け、立憲民主党の泉代表は「自民党の改革が進まないようであれば（国民の）信を問わなければならない。早期の衆院解散を求めたい」と強調した。一方、衆院3補欠選挙で不戦敗を含め「全敗」したことを受け、自民党の茂木幹事長は「大変厳しい選挙結果だったと受け止めている」と述べ、公明党の西田選挙対策委員長は、「政治資金規正法改正などの政治改革を必ずやり遂げ、国民の政治に対する信頼回復に全力を注いで参りたい」とコメントした。

(4) 連休明けからの国会の最大の焦点は、政治資金規正法改正をめぐる議論となった。岸田首相は、政府与党連絡会議で、先週、与党案の概要がまとまったのを踏まえ、引き続き自民・公明両党で協力しながら、今の国会での法改正の実現に全力を尽くすよう重ねて求めた。一方、自民党と連立を組む公明党の山口代表は、「与党案をまとめたが、おおむね一致しているところと、まだ隔たりのあるところがあり、法案にするには困難な部分がある。与党として引き続き、法案化に必要な作業を行うべきだが、野党の意見も聴きながら、国会全体としての合意形成も合わせて進めていくべき。」と述べたが、結果として共同提出が見送られるなど与党内の温度差があらためて浮き彫りとなった。

(5) 内閣府が5月9日発表した3月の景気動向指数は、景気の現状を示す「一致指数」（2020年=100、速報値）が前月比2.4ポイント上昇の113.9となり、3カ月ぶりに改善した。基調判断は「下方への局面変化」を維持した。一致指数を項目

別にみると、ダイハツ工業などの認証不正問題で滞っていた自動車の生産が再開し、生産指数や耐久消費財出荷指数が上昇した。基調判断は自動車生産の停止に伴い、2月まで2カ月連続で引き下げていた。「下方への局面変化」は景気が後退局面に入った可能性を示すが、一時的な調整との見方がある。数カ月先の景気を表す「先行指数」は0.7ポイント下落の111.4だった。

- (6) 総務省が4月30日に公表した労働力調査3月分結果では、完全失業率（季節調整値）は2.6%で、前月と同率、完全失業者数は185万人であった。前年同月に比べ8万人の減少で2か月ぶりの減少となった。求職理由別に前年同月と比べると、「勤め先や事業の都合による離職」が3万人の減少で、一方の「自発的な離職（自己都合）」が1万人減少し、「新たに求職」が1万人の増加となった。就業者数は6,726万人で前年同月に比べ27万人の増加し、20か月連続の増加となった。雇用者数は6,080万人となり、前年同月に比べ44万人の増加で、25か月連続の増加となった。正規の職員・従業員数は3,602万人で、前年同月に比べ11万人増加し、5か月連続の増加となった。一方、非正規の職員・従業員数は2,131万人で、前年同月に比べ30万人の増加し、7か月連続の増加となった。主な産業別就業者を前年同月と比べると、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」などが増加となった。

3. JRを取り巻く情勢の特徴

- (1) 新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行され、5月8日で1年が経過した。行動制限の撤廃や政府からの感染対策が求められなくなり、JR各社の業績は回復傾向にあるが、この間、離職者も後が絶たず、要員不足から時間外労働、年休抑制など労働強化が強まっており、多能工化も進んでいる。コロナ禍において、JR各社は人減らし「合理化」や列車本数の削減、利用者サービスの著しい低下など徹底した経費削減を強行してきた。さらに、コロナ禍におけるライフスタイルの多様な変化や、コロナを理由に推し進められてきた合理化・効率化により、今日的課題となっていた「自動運転システム」の導入、Ma a Sの推進など、IT・IoT技術を活用した会社施策は拡大を続けている
- (2) 2024年3月ダイヤ改正では、北陸新幹線の金沢～敦賀間が延伸開業した。開業した北陸新幹線と並行する北陸線金沢―敦賀間130.7キロは3月16日にJR西日本から経営が分離された。石川県内の金沢―大聖寺間46.4キロは既に金沢―倶利伽羅間の旧北陸線を引き継いだ第三セクター鉄道のIRいしかわ鉄道が営業を担当し、福井県内の敦賀―大聖寺間84.3キロは新たに誕生した第三セクター鉄道のハピラインふくいが担う。ハピラインふくいの収支予想は厳しく、2024年度が7億3000万円の赤字、2034年度が6億円の赤字を予測し、この間の累積赤字額は

約 70 億円と見込まれる。沿線の人口は今後減ると予想され、赤字体質からの脱却は困難が予想される。

- (3) J R 東日本では、通勤時間帯の京葉線で快速・通勤快速の廃止が明らかになり、沿線自治体から「容認できない」として反発と戸惑いの声が相次いだため、快速を復活させる異例の「ダイヤ改正の修正」を余儀なくされている。また、M a a S の推進により 2021 年当時 440 カ所あった「みどりの窓口」を今年 4 月時点で 209 カ所まで削減しネット販売の比率を高めているが、年度末の定期券購入シーズンを中心に大行列となることに利用者から不満の声が上がり、「みどりの窓口」の削減方針をいったん凍結することを発表した。
- (4) すでに、J R 九州及び J R 四国では廃止になっているが、J R 北海道・東日本・東海・西日本で新幹線と在来線特急を乗り継いだ場合に適用される「乗継割引」廃止が発表された。J R 各社の廃止の理由は、「利用状況や弊社を取り巻く経営環境の変化」(J R 北海道)、「インターネット販売等の拡充による販売環境の変化や利用方法の変化」(J R 東日本)、「ネット予約ニーズの高まりによる、利用状況の変化」(J R 東海)、「利用状況の変化やデジタル化への進展」(J R 西日本) をあげている。J R 各社は、輸送人員がコロナ前の水準に戻りきらない現状で時代の変化を強調しているが、利用者の負担を減らすために導入した乗継割引制度の廃止は、結果として利用者の負担増につながっている。
- (5) J R 九州では、少子高齢化や人口減少が進む中で交通ネットワークを長期的に維持していくためとして、3 月 16 日から香椎線で G O A 2.5 による自動運転を開始した。鹿児島本線でも G O A 2.0 による実証実験が開始され、2025 年度末の導入をめざすとしている。
- (6) 経営が厳しいローカル線に対し、国の関与を強め、沿線自治体と鉄道事業者の再編協議を後押しする「地域公共交通活性化再生法改正法案」が、2023 年 10 月に施行された。今回の改正法の骨格をなす『再構築協議会』は、沿線自治体や鉄道事業者の要請を受け、国が意見を聞いた上で設置し、自治体と事業者は「正当な理由がある場合を除き、応じなければならない」とされている。昨年 10 月 3 日、J R 西日本は芸備線の一部区間(備後庄原駅～備中神代駅)について、国へ「再構築協議会」の設置を要請し、その初会合が 3 月 26 日、中国運輸局、岡山県、広島県、新見市、庄原市、三次市、広島市、J R 西日本などの構成により広島県で開かれた。
- (7) 3 月の協議会では、中国運輸局長が「利用状況は大変厳しい。鉄道の廃止・存続の前提を置かずに、事実とデータに基づき議論を進めていく。ローカル鉄道を抱

える全国の自治体からも注目される中、意味のある議論をしていきたい」と説明し、JR西日本は「廃線」という表現を避けているが、「人口減少などの環境変化・地域の移動ニーズ・特性などを踏まえ、今よりも地域にとって便利で持続可能性の高い交通体系の実現に向けた議論をしたい」と述べた。

- (8) 一方、自治体側からは、「引き続きJRが現行通り運行するのがベストだ。地域住民の生活を守ることを第一に考えながら、具体的な方策について幅広く検討しながら議論していきたい」（岡山県）、「移動の利便性の向上や潜在需要の掘り起こしなど、あらゆる取り組みを展開し、芸備線の可能性を最大限追求することが必要だ」（広島県）、「芸備線はまちづくりに欠かせない。日常の利便性向上に加え、交流人口の増加や地域産業の活性化など、ほかの交通モードに代えがたい新たな価値や役割を最大限追求したい」（庄原市）、「新見市は鉄道とともに発展してきた。現在も高校生や高齢者にとってなくてはならない移動手段となっている」（新見市）など存続と利用促進を求める発言が相次いだ。
- (9) 中国運輸局は、「3年をめどに方針を作成したいが、協議が続く限り3年を超えても打ち切ることはない」と述べているが、少子高齢化の中で、交通弱者や利用者の移動する権利がどのように守られるべきかが問われている。地域住民の生活を支える公共交通の確保は、国の責任で守られるべきであり、附帯決議に基づき、労働組合の関わりも重要な課題となっている。
- (10) JR各社の2023年度3月期連結決算結果等について公表した概要は、以下の通りである。

【北海道会社】

5月8日に発表されたJR北海道の2023年度決算は、行動制限の緩和などにより、連結営業収益は1,477億円となり、対前年に対して140億円増加したが、2019年度の連結営業収益と比較すると88.3%にとどまっている。経営安定基金運用益を21億円計上したが、経常損失は111億円（対前年69億円改善）となった。特別利益に国からの支援（159億円）などを計上した結果、親会社に帰属する当期純利益は197億円改善し、33億円の黒字となった。

【東日本会社】

4月30日に発表されたJR東日本の2023年度決算は、鉄道の利用増など、すべてのセグメントで増収となったことから、営業収益は前期比13.5%増の2兆7,301億円となった。また、これに伴って営業利益は前期比145.4%増の3,451億円、経常利益は前期比167.4%増の2,966億円、親会社株主に帰属する当期純

利益は前期比 98.0%増の 1,964 億円となった。

【東海会社】

5月1日に発表されたJR東海の2023年度決算は、コロナ禍からの回復に伴い、年度を通じて鉄道利用者の回復が継続し、ビジネス中心の平日よりも、観光中心の土休日に好調な傾向が続いたことから、営業収益は前期比 22.1%増の 1兆7,104 億円、経常利益は前期比 77.9%増の 5,469 億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比 75.2%増の 3,844 億円となった。

【西日本会社】

5月1日に発表されたJR西日本の2023年度決算は、新型コロナウイルス感染症の影響の縮小に伴い、利用者や個人消費が回復するとともに、インバウンド需要も好調に推移したことから、営業収益は前期比 17.2%増の 1兆6,350 億円、経常利益は前期比 127.4%増の 1,673 億円、法人税等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度の事業適応計画に基づく税制特例の反動があったものの、前期比 11.6%増の 987 億円となった。

【四国会社】

5月8日に発表されたJR四国の2023年度決算は、経済活動の正常化の動きが継続する一方で、資源価格の高騰など経営環境は不透明な状況が続く中、経営基盤強化につながる施策を推進し、全てのセグメントで営業収益が増加したことから、営業収益は対前年 97 億円増加の 533 億円、営業損益は対前年 54 億円改善の 116 億円、経常利益は対前年 40 億円増加し 41 億円、親会社株主に帰属する当期純損益は、対前年 35 億円改善し、35 億円となった。

【九州会社】

5月10日に発表されたJR九州2023年度決算は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の解除に伴う社会経済活動の正常化が進み、個人消費を中心に緩やかな回復が続いたことから、営業収益は前期比 9.7%増の 4,204 億円、経常利益は前期比 37.1%増の 489 億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比 23.4%増の 384 億円となった。

【貨物会社】

5月13日に発表されたJR貨物の2023年度決算は、経済活動の正常化により個人消費は緩やかに回復傾向が見られたものの、物価上昇に伴う消費者の買い控えが見られたことや、自然災害により運輸収入が伸び悩んだことから、営業収益

は前期比 0.5%増の 1,885 億円、経常損失は対前年 1 億円減の 42 億円、親会社株主に帰属する当期純損失は対前年 5 億円減の 35 億円となった。

Ⅱ．闘いの総括

1. 「合理化」反対、労働条件改善、権利確立、

安全・安定輸送確立等の闘いについて

- (1) JR各社において、コロナ禍による減収・赤字を口実に、人減らし「合理化」、無人駅や委託の拡大、無人駅の廃止、労働条件の改悪が進められる中、安全・安定輸送が脅かされている。JR本州3社の鉄道運輸収入は、コロナ禍前の19年3月期との比較で9割超の水準まで回復したが、依然として利益最優先の経営が続けられている。同時に、地域公共交通活性化再生法の改定を受けて、公共交通の切り捨てが進むことが危惧されている。JR発足から37年が経過したが、脆弱な経営基盤のJR北海道・四国は、「自立経営」を成り立たせるための枠組みである経営安定基金の運用益が減少し、JR貨物においては、線路使用料や「ダイヤ調整」などの問題が経営環境に大きく影響し、それを理由に更なる賃金抑制、労働条件の切り下げが行われている。本部は、昨年11月14日、国土交通省に対し、①JR北海道・四国・貨物会社に対する持続可能な支援策の確立およびJR九州会社の安定経営確立に向けた助成策継続、②地方交通線の維持・存続・活性化と路線廃止手続きを定めた鉄道事業法の見直し、③鉄道事業の将来を担う人財確保のための技術継承や教育の充実ならびに処遇・業務改善に向けた行政指導、④改正地域公共交通活性化再生法にもとづく再構築協議会での地元住民・沿線自治体との丁寧な合意形成、⑤自然災害等による鉄道復旧支援ならびに代替輸送の確保等や鉄道インフラ基盤の整備、⑥安全・安定輸送確保のためのホームドアの設置や検査体制の確立など、利用者と働く者の視点に立った政策・制度要求実現に向け要請を行ってきた。さらに、3月5日には、24春闘における中央総行動の一環として、各政党に対する要請行動を展開してきた。この間、JR二島・貨物会社への一定の支援策が講じられたが、エリア・地方との連携を強化し、「政策提言」の到達点と課題を明確にしながら、政府および関係省庁への要請行動を取り組んできた成果を確認しつつ、引き続き、運動の強化が求められている。
- (2) JR各社では運転事故や輸送障害が多発しており、労働者の安全はもとより、利用者の安全が脅かされている。JR東日本では、1月23日東北新幹線で架線切断が発生し、復旧にあたる協力会社作業員が感電して重傷を負った。2月22日には横須賀線トンネルコンクリート剥落、2月24日には横浜線中山駅で駅舎屋根の補修工事中にグループ会社社員が墜落し死亡した。3月7日には東北新幹線郡山駅構内で分岐器制限速度を超過し、停止位置を大幅に行き過ぎ、3月14日横須賀線レール折損、4月2日には東北新幹線で工事車両から油漏れが発生した。

また、J R 西日本では、近江塩津駅構内で架線設備の点検作業中にグループ会社社員が感電し、約 5m の高さから墜落し死亡した。J R 九州においても、3 月 12 日に鹿児島本線において架線トラブルにより 6 時間半にわたり運転を見合わせた。4 月 2 日には、鹿児島本線天拝山駅で跨線橋の外壁材の一部が経年劣化により剥落し、下り快速列車に衝撃した。4 月 4 日には、原田線で走行中の列車から車内金属製カバーが、点検時のネジ締め忘れにより脱落した。国土交通省が令和 5 年 11 月に公表した「鉄軌道輸送の安全に関わる情報(令和 4 年度)」において、運転事故の件数は、長期的に減少傾向にあるが、輸送障害の件数は、長期的に増加傾向にあるとしており、J R・関連会社において輸送障害や労災事故が相次いで発生していることから、J R 各社に対して、団体交渉をはじめ「労使事故防止委員会」(仮称)の設置、実態の把握に向けた調査・点検活動の強化、労働条件の改善を含めた対策、行政への要請など安全・安定輸送を守るための取り組みが求められる。さらに、委託先での「直接交渉」や国労への組織化、委託の拡大を許さない闘いも重要である。

- (3) J R 各社では、定年後再雇用労働者や契約社員など有期雇用労働者と無期雇用労働者の間で、基本給・一時金、各種手当をはじめとした賃金、福利厚生を含む労働条件に大きな格差がある。これまで、「同一労働同一賃金」を基本に闘いを進めてきたが、引き続き、関連会社も含めた再雇用労働者、契約社員をはじめとした非正規労働者の不合理な待遇、差別的取扱いをさせないため、「パート・有期雇用労働法」も活用しながら闘いを強化しなければならない。

本部はこの間、65 歳定年制を要求してきたが、誰もが高齢に伴う健康悪化や身体機能の低下が避けられないことから、60 歳以上の「労働条件の緩和」も重要になる中、具体的要求についての議論を職場から深めてきた。さらに、J R 各社の 70 歳までの雇用については、『希望者全員』、『例外的に認める』など会社により制度は様々となっている。この背景には、要員不足や年金支給額では生活ができず、働かざるを得ない実態があり、J R 各社の労働条件を共有しながら、働きやすい職場をめざし奮闘しなければならない。

また、高年齢者雇用安定法は 65 歳以上の雇用について、労働基準法・労働安全衛生法・労災制度などが適用されない「雇用によらない働き方」を可能にしているが、J R・関連職場に導入させない闘いが問われている。

- (4) 期末手当獲得の闘いは、他の課題とともにエリア業務部長会議を通じて、各社の経営の動向や格差拡大等を踏まえ、全国単一組織としての要求月額や運動について議論を深めてきた。各社の経営基盤等により会社間格差は拡大する傾向も踏まえ、昨年の大会で課題を整理し、第 194 回拡大中央委員会において今年度の期末手当に対する「考え方」を確認し闘っている。すでに、24 春闘期に交渉・妥結整理した各社の結果は、J R 東日本が 3.00 ヶ月+5 万円(対前年 0.05 ヶ月増)、J R 東海が 3.30 ヶ月(対前年 0.30 ヶ月増)、年間臨給の J R 西日本は夏季手当分 2.6 ヶ月(年間臨給対前年 1.00 ヶ月増)、J R 九州は 3.20 ヶ月+10 万円(対

前年 0.35 ヲ月増) となった。一方、5 月 13 日に要求書を提出した J R 北海道は、0.0 ヲ月 (対前年 0.0 ヲ月)、四国は 0.00 ヲ月 (対前年 0.00 ヲ月)、貨物会社は 0.00 ヲ月 (対前年 0.00 ヲ月)、ソフトバンク 3.0.0 ヲ月 (対前年 0.00 ヲ月) の回答があった。今後取り組まれる 2024 年度年末手当について、J R 各社はコロナ禍からの回復により改善が見られているが、先行き不透明などを口実とした期末手当の削減が行われる恐れもある。J R 各社やグループ会社との粘り強い交渉の強化と職場からの運動の積み上げが極めて重要である。

- (5) 本部は、2006 年から国鉄退職者等の石綿疾病による被害補償や健康対策等で、鉄道・運輸機構との定期的な交渉及び窓口間における折衝等を行ってきた。鉄道・運輸機構が 2024 年 3 月 31 日時点で公表した旧国鉄職員および J R 退職者の業務災害認定者は 550 名で、前年同期比で 12 名増加となった。また、従事歴証明者数が 1,582 名と前年同期比で 72 名増加し、健康管理手帳の取得に向けた事業主証明の取り組みが大きく前進している。

この間、本部は従事歴証明や健康診断の費用負担のあり方など、鉄道・運輸機構と J R 各社における「覚書」に基づき、貨物会社に対して、「従事歴の長短に関わらず貨物会社の期間について証明する」と認めさせてきたが、J R 6 社は、「アスベストは使っていない」「飛散防止は完了」など責任を鉄道・運輸機構 (旧国鉄) に転嫁している。

元大井工場支部の O B が、肺がん発症は石綿暴露によるものとして労災認定を受けたことを踏まえ、2020 年 7 月 6 日に、損害賠償を求めて東京地裁へ提訴した「旧国鉄・J R 東日本大井工場アスベスト裁判」は、旧国鉄の権利義務を承継する鉄道運輸機構と J R 東日本は安全配慮義務を怠ったとして、2024 年 3 月 12 日に判決が出された。

判決は、使用者の安全配慮義務を認め、J R に責任ありを認めたことは、J R に働く労働者にとって勇気と希望を与えるものになる画期的な判決となった。石綿疾病は、判明するのは多くが退職後であり、数十年間にわたる潜伏期間と根本的な治療も確立されておらず、まさに「静かな時限爆弾」そのものである。

今後も国労全体の課題として受け止め、動向を注視しながら、J R 各社での広範な救済制度を実現する大きな力とするために、関係省庁や鉄道・運輸機構はもとより、J R に対して被害者救済、遺族補償の継続や健康診断体制の充実等を求め、引き続き運動を継続し、各級機関や鉄道退職者の会との連携を深めていくことが必要である。

2. 2024 年春闘の取り組み

- (1) 日本経済は、デフレの状況が続いていたが、現在は物価上昇が続いている。中小企業を中心に、燃料費や資材費の高騰、人材不足のなかで倒産件数が増加している。

- (2) 政府統計によると企業の利益剰余金（内部留保）は516兆円と10年連続で過去最高を更新しているものの、労働分配率の低下により実質賃金は回復せず、個人消費も回復していない。また、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアは、昨年より減少したものの1,041万人（20.5%）となり依然として高い割合となっている。
- (3) こうした状況の中で連合は、賃上げは2%程度、定期昇給相当分を含め、5%以上の賃上げをめざした。また国民春闘共闘委員会は「誰でもどこでも時給1,500円以上・全国一律最賃1,500円などの底上げ要求を提起するとともに、「月3万円以上、時給190円以上」の賃上げ要求とした。「24けんり春闘全国実行委員会」は「誰もが安心して働ける職場・暮らせる社会の実現を」求め、「誰でもどこでも時給1,500円以上、月額25万円以上の賃金保障、2万円以上・7%以上の賃上げ獲得」をめざすとした。
- (4) 国労は1月27日に第194回拡大中央委員会を開催し、基本給（平均）の6.2%相当額、17,000円を基本とするベースアップを統一要求とし、その実現をめざした。要求は2月13日に各社一斉に提出し、回答指定日は、3月13日（水）を基本とし、第一次回答ゾーン（3月11日～15日）および第二次回答ゾーン（3月18日～22日）とした。3月13日の回答指定日に向け、3月5日に大衆行動として「2024年春闘勝利！国労中央総決起集会」をリモートやビデオメッセージを活用しながら、全国統一行動として開催し、3月9日には、国労青年・女性中央総行動を行った。
- (5) 連合が5月2日に発表した新賃金要求に対する回答集計では、全体平均は15,116円・5.17%で昨年同時期比4,693円・1.50ポイント上回った。また中小組合（300人未満）の平均は8,461円・3.22%となった。
- (6) JRにおける回答状況は、定期昇給については各社において完全実施を勝ち取るとともに、人事賃金制度による基本給引上げや一時金支給となったJR九州会社を除く各社でベアを勝ち取ることができた。

— 闘いの到達点と今後の課題 —

国労は2024年春闘を闘うにあたり、2023年春闘の総括から、全組合員参加の取り組みを追求した。そのため、「第一に全組合員が参加する職場からの春闘構築をめざし、職場実態点検から要求を確立し、改善行動を展開する。また職場から分会活動を活性化させ、日常的な職場運動を、他労組、労組未加入者、グループ・関連労働者とともに取り組みを強化することから組織拡大をめざす。第二に、厳しい労働環境下でありながらも地域で闘う仲間と連帯し、岸田政権が進める憲法改悪・大軍拡・増税路線に反対する闘いと結合しながら、全組合員が職場から行動を実践す

る春闘を構築する。第三に J R 北海道や四国、貨物に顕在化している経営にかかわる構造矛盾の解決、整備新幹線開業による並行在来線の経営問題、『鉄道政策に関する各種提言』に関する取り組みと安全・安定輸送確立に向けた闘いを強化することを目標としながら、全力で闘いを進めた。

J R の構造矛盾の解決に向け、3 月 5 日には本部とエリア本部代表が、立憲民主党、社会民主党、共産党、国民民主党、れいわ新選組への政党要請行動を展開した。

また、昨年 11 月の国土交通省要請行動の要請内容を踏まえて、J R 北海道や四国、貨物に対する持続可能な経営ができる抜本策、地方ローカル線問題などの課題など、安全・安定輸送確立に向けた議員要請を取り組み、同時に駅頭宣伝行動を行った。午後からは「2024 年春闘勝利！国労中央総決起集会」を新橋交通ビルで開催し、本部から組織拡大と春闘の取り組みを提起し、エリア本部・全国貨物協議会などからの報告とビデオメッセージでの決意表明を受けてきた。また全国をリモートでつなぎ、全国の各職場から闘う意思統一を図った。

賃上げ要求については、「賃金・生活実態アンケート」調査結果や J R 各社及びグループ会社の経営状況や賃金体系、産別の要求実態等を視野に置きながら、組合員の生活改善と労働条件改善のために、定期昇給の完全実施を求め、生活を改善させ向上するために、「基本給（平均）の 6.2%相当額、17,000 円を基本とする」統一要求とすることを決定した。また期末手当については、春闘時に夏季手当や年間臨給に関する交渉を取り組んでいるエリア本部もあることから、年間要求月数 5.0 カ月を基本とし前年実績を上回る要求とすることとして、第 194 回拡大中央委員会においても議論を行い、その実現をめざした。

2024 年度の新賃金交渉は、J R 各社において業績が回復傾向にある中での闘いであったが、若年離職者の増加や物価高が続く中において国労が訴えてきた大幅賃上げを求める主張や職場からの闘いにより、J R 各社やグループ会社においてもベアを勝ち取ることができた。

労働条件の向上に労働組合は不可欠であり、労働組合の必要性や国労の必要性を訴える中から全組合員で他労組や未加入者を巻き込んだ取り組みを行うことにより、分会活動の活性化、更には組織強化・拡大へとつなげることを強く意識しながら全力で取り組みを行ってきた。その結果、職場では国労に共感する労働者がいることを再度認識することができたなど成果の報告もあった。

3. 組織強化・拡大の取り組み

国労は昨年の第 92 回定期全国大会において「国労の課題と方向性—今後 5 年間を見据えた組織ならびに運動展開」の最終年度に向け、国労組織の総力をあげ、組織強化・拡大の取り組みに全力をあげることを意思統一してきた。

この大会決定を踏まえ、中央執行委員会は組織が一丸となったより一層の取り組みの再強化を不退転の決意で展開することを確認した。

(1) 組織強化・拡大の具体的な運動の展開について

昨年9月22日に「各エリア委員長・書記長合同会議」を開催し、「本部組織拡大対策会議」の設置と「組織強化・拡大の具体的な運動の展開について」（闘争指示第3号）を確認し、昨年9月30日の「第1回全国エリア組織部長会議」で意思統一を行い、組織拡大を全体の取り組みとして進めてきた。

3月4日に開催した「第1回全国エリア・地方本部組織部長会議」の中で、第1ゾーンの総括から現時点の組織拡大の到達点は〇〇名となっており、組織拡大目標には及ばなかったものの労働条件改善や24春闘を通じた取り組みにより、「労働組合の必要性」や「国労の存在価値」など、他労組組合員や未加入者の中に広げる努力が報告されたが、その中で国労への信頼や共感へと結び付けてきたことは一定の成果ともいえる。

しかし、一方では国労本体の組織の現状は、エリア・地方を問わず、国鉄世代最後の採用者も退職時期を迎える時期となり、それに伴う組織の減少は、現場の組合掲示板が撤去される状況や、各級機関や協議会での役職の兼務による負担が増大し、機関運動を維持・継続することが困難な事態も生まれている。加えて、退職年齢を迎えた組合員にとっても気力・体力の面から大きな影響を及ぼしていることは否めない。ただ、その一方で組織拡大を実現している職場では、つながりを作り仲間が転勤しても行く先々の組合員と連携し、仲間のもつ不安や悩みの解決に向け、献身的な努力を続ける中から、分会や国労組織への信頼と共感を勝ち取り、結果、組織拡大を実現していることも事実である。

すでに、各機関からは情報の郵送体制の困難さや組織の減少に伴う掲示板の撤去などの中で、組合員の手元まで情報が行き届かない現状が報告されており、そうした仲間をつないでいくための「プッシュ型情報発信体制の確立」の取り組みは大きな課題となった。

本部は昨年11月10日「第2回組織拡大対策会議」を開催しながら、組織対策の進捗状況と組織拡大運動の到達点を確認し、12月2日の全国代表者会議において、新たな情報発信ツールとして「TUNAG」を提起し、第7回中央執行委員会で、その導入を決定してきた。

これに基づき、今春から情報発信アプリ「TUNAG」の運用を開始し、今後、全機関で活用できるよう態勢を整え、新たな形で情報の共有化と組織拡大を視野に入れた取り組みとして進め、3月4日の第1回全国エリア・地方本部組織部長会議、6月に開催した「第17回組織拡大経験交流集会」及び「第2回全国エリア組織部長会議」においても意思統一を図ってきた。

(2) 組織拡大の現状と課題について

この間の組織拡大の前進面は、身近な国労組合員がつながりを持ち続け、仲間の不安や悩みを掴み、その不安や悩みに対する様々な助言や問題の解決に向け、分会機関の献身的な取り組みにより、国労組織への信頼と共感に結びつけてきていることにある。その最大の成果として組織拡大があり、「一緒に国労で頑張りたい」と思いを伝え続けた仲間の努力に尽きるものともいえる。

各職場の現状は、この間、コロナ禍による業績悪化を理由とするJR各社の賃金抑制や各種手当の削減、期末手当の低額回答に加えて、要員削減や効率化施策がより一層推し進められる中で、そこに働く社員の不平や不満、悩みが極限まで鬱積している。その上に実質賃金が下がり続け、初任給等の改善は行っても若手社員の離職は後を絶たず、JR各社共通の深刻な課題になっている。

各エリア・地方でも、職場に渦巻く不平や不満を国労が丁寧に拾い上げ、会社に対して労働条件改善の様々な運動を通じて「労働組合の必要性」や「国労の存在価値」を広げる努力が強められ、その結果、国労に信頼を寄せ、共感する仲間を数多く作り出してきていることに改めて自信と確信をもつことが重要になっている。

国労組織の現状は、国鉄末期の世代が退職時期を迎え、再雇用者の増大、65歳で再雇用が終了していく状況にあり、「次世代組合員の育成」は急務の課題となっている。本部はこの現状に重点を置いた運動の継承と発展に向け、「フクシマ交流会」「オキナワ平和行進」「全国組織強化・拡大経験交流集会」など各種行事を通じた青年部・女性部との連携を強め、本部HPと共に「TUNAG」の更なる活用に向け、取り組みを進めてきた。

引き続き、「組織・運動・財政」を次世代組合員に継承する組織態勢を確立するため、全機関が一丸となって組織強化・拡大の取り組みを強めなくてはならない。

Ⅲ. 闘いの基調

1. 闘いの基調

国鉄労働組合は結成以来、公共交通を守り、労働者の権利と安全輸送の確立を求めて一貫して職場からの闘いを粘り強く構築してきた。JRが発足して37年が経過し、国労を取り巻く情勢も大きく変化してきている。とりわけ、今後の組織と運動をどのように次世代に継承していくのが重要な課題となっているなかで、本部は「国労の課題と方向性」(5年ビジョン)を提起したが、2023年度が最終年度であり、国労総体での総括が必要である。2023年度で国鉄世代のほとんどが退職時期を迎え、再雇用への移行と退職の増加は避けることができず、厳しい組織状況を直視したうえで組織整備をはじめ改善のための対策と国労としての運動展開が求められている。

JR各社は、経営状況など違いはあっても、要員削減と効率化を進め、グループ会社への委託化の拡大や多角経営を行いながら、グループ企業化をめざしている。国鉄世代が大量退職を迎える中で急激な世代交代が余儀なくされてくるが、現場では若年での離職者の増加により技術継承などが大きな課題となっている。鉄道の安全問題に直結するものであり、JR世代への技術継承は各社ともに重要な課題となっている。こうした情勢のもとで労働組合の果たす役割は重要であり、経営の根幹であるグループ企業総体の安全対策などに対するチェック機能を発揮し、安心して働き続けられる労働条件や福利厚生など、職場環境改善に向け労働者の声を反映する必要がある、長期の安定雇用により安全が確保できることを訴える必要がある。

そのために、第1の課題は組織強化・拡大である。

本部は第90回定期全国大会において、2021年度に発した「闘争指令1号」の総括を行い、新たな組織強化・拡大に向けた具体的運動の展開として「闘争指示7号」を発出し具体的な運動を取り組んできた。到達目標としてエリア・地方毎に確実に1名の拡大を勝ち取り、全国で50名の拡大を目標とした。そうした中、新たな仲間を迎い入れ、組織の活性化に結び付けているが、その一方で退職者が増加していることから、組織の現状は年々厳しさを増している。

JR東日本においては、2018年のJR東労組の分裂以降、職場では「社友会」が組織されており、社員の約8割が組合未加入となっており、その比率が更に高くなってきている。

今後の国労運動を展望したとき、組合員の推移は財政に直結し、組織運営・運動を大きく左右する。厳しい状況を打破するためには組織拡大しかなく、必須の課題である。組織拡大対策会議を開催し、各エリアによる成果や課題について議論を行なうと共に、組織強化・拡大に向けた具体的な運動について第1ゾーンの中間総括をおこなうとともに更なる運動の強化を提起してきた。前年度から新たに全国の組合員が運動の情報共有を可能とするために、アプリを導入し組織強化につなげている

が、すべての組合員の登録を進める必要がある。

引き続き、職場からの運動を基軸に分会機関を強化し、国労運動を実践するなかで、国労が労働組合として他労組組合員や組合未加入者を巻き込み、労働組合の必要性について呼びかけ、職場の中心となって存在しなければならないことを全機関が認識し、取り組みを強化する。

第2の課題は、鉄道の安全・安定輸送を求める闘いである。

昨年4月に「地域公共交通活性化再生法改正法」が可決され、10月に施行された。芸備線の一部区間について、西日本会社からの再構築協議会設置要請に基づき、今年3月に第1回の協議会が開催された。改正法では関係者間で「鉄道の維持」か「バスなどへの転換」を決めたいとあって、いずれかで合意できれば、協議会は「再構築方針」をまとめるというもので、衆参両院において、「結論が出ない場合であっても協議を打ち切ることなく、丁寧な合意形成に努め、合意のない交通手段の再構築等を行わないこと」などを旨とする附帯決議も採択されている。採算性や赤字論ではなく、公共交通としての地域における役割などが重要であると考えられる。

JR北海道・四国・貨物に対する支援については、改正国鉄債務処理法が成立し支援が継続されることとなったが、JR北海道や四国会社にはさらなるコスト削減をはじめとした経営努力が求められている。

JR北海道は2016年11月に「JR単独では維持が困難な路線」を公表し関係自治体との協議が続いているが、一部路線では廃線やバス転換となっている。

JR四国においても将来的に鉄道ネットワークの維持が困難になることが想定されるとして、懇談会が設置されて協議が行われている。

JR貨物では「貨物調整金」制度が適用されているが、各社への財政負担の軽減など、引き続き国に対して経営基盤の確立を求める必要がある。

こうしたなか、JR各社は利用者の減少や燃料費の高騰などにより、更なる効率化・合理化を進めているが、鉄道会社の最大の責務である安全を疎かにすることはできない。安全輸送なくしてJRの健全経営は成り立たず、JR各社は改めて公共輸送機関としての鉄道会社の社会的責任を自覚しなければならない。そのためにも、国労は安全・安定輸送確立に向けた対策とJR・グループ会社で働く労働者が安心して働き続けられる労働条件・労働環境の改善を求めて引き続き闘いを強化していく。

第3の課題は反戦・平和と民主主義を守り、安心して生活できる環境を求める闘いである。

2022年2月にロシアがウクライナへ軍事侵攻を開始し、戦闘は激しさを増し、2年以上たった今でも市民の犠牲も増え続けている。また2023年10月にはイスラエルがパレスチナに空爆を開始して以降、多くの市民が犠牲となっている。

国際社会のなかで、日本政府に求められているものは、対話による解決による一日も早い停戦であり、平和憲法の理念にもとづく人道の危機としての対処である。

このような情勢の中で岸田政権は、ウクライナ戦争および中国や北朝鮮との安全保障上の緊張の高まりを理由に、「専守防衛」から「敵基地攻撃能力の保有」など安全保障政策の見直しを加速している。一方、沖縄・辺野古基地建設では、民意を無視

し続け、土砂投入を強行し基地建設を進めている。

いまこそ立憲野党とともに、岸田政権の暴走を止め、平和憲法を守るために、平和フォーラム・平和運動センター等との行動を一段と強化し、共闘組織やナショナルセンターとの連携も強めていかななくてはならない。

国労を取り巻く情勢は、内外共に厳しく、課題も山積しているが、国労結成 77 年の歴史と伝統によって培った多くの仲間の負託に応え、組織に責任をもって総力をあげて取り組みを進めていく。

2. 闘いの柱

- (1) 職場からの闘いを構築し、分会活動の活性化から機関運動の強化を図り、組織強化・拡大に全力をあげる。
- (2) 地域公共交通再生に向けた取り組みの強化を図る。
- (3) 合理化反対、職場の労働条件改善、安全・安定輸送確立に向けた取り組みを強化し、健全かつ正常な労使関係確立をめざす。
- (4) 2025 年春闘を職場・地域から闘い抜き、要求実現をめざす。
- (5) 平和憲法の理念を堅持し、国民的諸要求実現、衆議院選挙をはじめ各種選挙闘争等の政治闘争を全力で闘い抜く。
- (6) 各地における震災の復旧・復興と被災者支援に連帯した取り組みに全力をあげる。

IV. 闘いの目標

1. 賃金引き上げ、賃金制度改善の闘い

- ① 2025年春闘における賃金引き上げをはじめとする要求実現
- ② 第二基本給制度の廃止、最低賃金制の確立
- ③ 夏季・年末手当の要求実現
- ④ 各種手当の改善
- ⑤ 臨時・契約社員を含めたJRおよびグループ会社に働く全労働者の労働条件改善

2. 「合理化」反対、労働条件改善の闘い

- ① 規制緩和政策の見直し、安全規制の強化と交通労働者の労働条件改善
- ② 慢性化する要員問題の解消
- ③ 勤務制度の改善、労働基準法・労働安全衛生法等の遵守
- ④ 労働協約に関する要求実現
- ⑤ 安全・安定輸送の確立
- ⑥ 本人同意を基本にした出向・配転等の実施と協定化
- ⑦ 労働時間短縮、サービス労働の根絶
- ⑧ 年休の完全取得、非稼働日の完全確保に必要な要員配置
- ⑨ 私傷病欠勤に対する賃金カットの廃止
- ⑩ 50歳以上の在職条件の改善、65歳定年制の実現、70歳までの雇用条件の確立
- ⑪ 社員乗車証制度の改善
- ⑫ 過労死をはじめとする労災の絶滅
- ⑬ じん肺等公害の絶滅、アスベスト被害に対する認定・補償・健康被害対策の強化

3. 制度・政策要求の実現にむけた闘い

- ① 全国的な鉄道ネットワークの維持・存続とJR各社の鉄道路線の維持・存続
- ② ホームドア設置などの安全対策とバリアフリー化の公的補助拡大、ローカル線の維持と利用しやすいダイヤの設定など、利用者の利便性向上
- ③ JR北海道・四国の経営改善と安定化にむけた経営安定基金の追加的積み増しなどの助成措置と税制の三島特例の延長・恒常化
- ④ モーダルシフトの推進、JR貨物の経営改善・経営安定化を図るダイヤ設定とアポイダルコストルールの恒久化
- ⑤ 自然災害や事故等により被災した路線（事業者）に対する鉄道軌道整備法のさらなる適用範囲拡大と鉄道事業法の改正

- ⑥ 整備新幹線建設に伴う並行在来線の維持・活性化施策と持続的支援措置の確立

4. 公共交通確立の闘い

- ① 「JR30年の検証」にもとづく「鉄道政策に関する提言」の実現
- ② 都市圏過密輸送の改善、人身事故・列車遅延の解消と安全対策の強化
- ③ ホームドアやバリアフリー化などの安全対策と駅等の設備改善
- ④ 安全優先の保守・検査基準の確立と外注化・下請化の見直し
- ⑤ AIを活用した自動化やワンマン化の安全面からの検証
- ⑥ 鉄道に関する公害・防災対策の強化
- ⑦ 交運労協・ITFを中心とする交通運輸労働者との共闘強化
- ⑧ 国民の足を守る立場での地域住民・地方自治体・利用者との共闘強化

5. 組織強化・拡大

- ① 分会活動の活性化と国労への復帰・加入の促進
- ② 職場の諸要求実現にむけた共同行動の強化
- ③ 関連労働者の組織化と鉄関労運動の強化
- ④ 青年・女性部活動の強化
- ⑤ 鉄道退職者の会との連携強化

6. 教育・文化・宣伝活動の強化

- ① 労働者教育の充実・強化
- ② 自主的な文化活動・各種サークル活動の強化
- ③ 各級機関の機関紙活動の強化
- ④ 宣伝活動、マスコミ対策の強化

7. 調査活動の強化

- ① 2025年春闘に関する調査の実施
- ② 「安全・仕事総点検」をはじめとする各種調査活動の強化

8. 政治闘争の強化

- ① 憲法改悪に反対する闘い
- ② 働き方改革一括法案の改正、労働法制の改悪反対、労働者派遣法の抜本改正、働くルールの確立を求める闘い
- ③ 安保法制及び「共謀罪」法廃止をはじめとする平和と民主主義を守る闘い
- ④ 核兵器廃絶、原発反対、被爆者援護法の充実、原水爆禁止運動の統一と発展
- ⑤ 原発に頼らないエネルギー政策の確立、環境保護政策確立
- ⑥ 消費税廃止、公共料金値上げ反対、減税の実施、不公平税制の是正
- ⑦ 教育基本法の改悪反対、民主教育を実現する闘い
- ⑧ 安心できる年金制度の確立、掛け金引き上げ反対

- ⑨ 司法反動化阻止の闘い
- ⑩ 部落差別やヘイトスピーチなど人権侵害やあらゆる差別に反対する闘い
- ⑪ 国際連帯の闘い
- ⑫ 育児・看護・介護制度の確立
- ⑬ 医療制度をはじめとする社会保障制度の改善と充実
- ⑭ CO₂削減、公害の絶滅と公害患者の救済

V. 一年間の諸課題と闘い

1. 「合理化」に反対し、労働条件改善、安全・安定輸送確立の闘い

(1) 国鉄分割・民営化から37年が経過し、都市間を結ぶ幹線交通、人々の暮らしを支える地域の足、日本の暮らしと経済を支える物流の担い手として、JR各社の役割は益々重要になっている。一方、東京一極集中、非正規労働者の増大、医療・介護・福祉・公衆衛生など地域と弱者切り捨て政策が生活・将来不安を増大させ、少子・高齢化の進行で、地域は疲弊・衰退の一途をたどり、モータリゼーションとの競合により鉄道利用者は減少している。また、気候変動に伴う地球温暖化などにより自然災害が多発し激甚化する中で、鉄道施設の被災など地方の鉄道も大きく影響を受けている。

地域住民が、いつでもどこでも自由に安全に移動することは、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む上で欠かせないものであり、移動する権利は無論のこと、「交通弱者」の日常生活に支障をきたしてはならない。さらに、重大事故や輸送障害も相次いで発生していることから、安全と公共性の確保を求めていくことが問われている。

国労は、公共交通機関に求められる安全・安定輸送、安心なサービスを提供するために相応しい労働条件や技術継承・教育の充実などを求めて、職場からの運動を背景に要求実現をめざし、全力をあげることにする。同時に、ホームドアやホーム要員、駅無人化の問題など、JRに対する交渉をはじめ、国土交通省要請や地方運輸局への要請行動など引き続き取り組みを強化していく。

(2) 労働条件の改善にむけて、以下の課題を全国統一して運動を展開していくこととする。

- ① 労基法36条協定の締結の有無、過労死水準を超える時間外・休日労働を容認する特別条項の撤廃、具体的な事由の明確化などを求めると同時に、インターバル規制の導入、年休の時期指定などの取り組みを強化し、高度プロフェッショナル制度は導入させない運動を強化する。
- ② 高齢者が年金受給まで安心・安全で働ける制度と労働条件の確立に向けて、「65歳定年制」と60歳以上の労働条件改善の闘いを強める。同時に高年齢者雇用安定法による65歳以上の「雇用によらない働き方」を、JR・関連に導入させず、労働基準法・労働安全衛生法・労災制度などを適用させる運動を強める。
- ③ 厚生労働省通達を踏まえた労働時間の適切な管理、サービス残業の根絶など、ただ働きを許さない運動についても、引き続き調査点検活動の取り組みを継続・強化する。
- ④ 職場実態や年休取得等を検証し、必要な要員を配置させる取り組みを強めると

ともに労働時間短縮、長時間・過密ダイヤの改善、連続夜間勤務の解消、単身赴任・遠距離通勤の解消等など、人間らしく働くための勤務・労働時間などの制度改正をめざす取り組みを強化する。

- ⑤ グループ会社・関連会社の労働条件改善にむけて、出向社員、プロパー社員やアルバイトを含めた組織化の取り組みと一体で広げる。
- ⑥ 労働契約法 18 条に基づき、非正規労働者の雇い止めに反対し、脱法行為は許さず、無期限雇用の実現と労働条件改善を求める。
- ⑦ J R 貨物における労働者犠牲の人件費抑制策に反対し、構造矛盾の解消をめざし、大衆行動と政策活動を取り組む。

(3) 安全・安定輸送の確立に向けて以下の取り組みを強化する。

- ① 「安全・仕事総点検運動」について、通年闘争として継続・強化する。
- ② J R 各社に対して「労使事故防止委員会」（仮称）の設置を求めていく。
- ③ 安全を阻害する技術断層、業務委託の拡大には反対し、技術継承に必要な真の適正要員配置を求めて取り組みを強化していく。
- ④ 自然災害、重大事故や、それにつながりかねない事態が発生した場合は、実態調査・原因究明・再発防止など関係機関と連携をはかり取り組みを行う。
- ⑤ 労基法・労安法の学習を深め、長時間労働の是正、労働災害を発生させない運動を強化し、過労自死を招きかねないハラスメントなど、背後要因の分析や改善に向けた取り組みを強める。
- ⑥ 地域共闘と連携して「利用者アンケート」などを実施し、利用者の立場からのサービスの実現、安全・安心な輸送の確立にむけた要求をとりまとめ、その実現のための運動を強化する。
- ⑦ 委託化・外注化に警鐘を鳴らし、規制緩和が背景と推察される事故事例について、調査・点検を進め、団体交渉の強化と国土交通省・地方運輸局等関係機関への要請行動を取り組む。
- ⑧ I T F による「国際行動日」の取り組みや、春闘期の一斉宣伝、「4・25 安全確立行動日」など、情勢や必要に応じて全国的な宣伝行動を実施する。
- ⑨ 新型コロナウイルスに感染した場合の「有給休暇制度」や「ワクチン接種」への助成金の実現をめざす。

(4) アスベスト健康被害への対応について、引き続き、被害者救済、遺族補償や健康診断体制の充実等を求め、運動を継続し各級機関や鉄道退職者の会等との連携を強めていくこととする。

- ① アスベスト健康被害者の掘り起こしと補償の継続に向け、関係組織との連携等の活動を引き続き強化する。
- ② 被害者や作業従事者の健康診断実施については、OB・現職を問わず希望者全員が受診できるように制度改善の取り組みを行う。
- ③ アスベスト健康被害に対する補償制度拡充など、制度・政策要求の運動を強化し、厚生労働省への要請をはじめ、鉄道・運輸機構との交渉強化をはか

る。

- ④ J Rにおける健康管理手帳交付及び労災申請等に関わる事業主証明等での鉄道・運輸機構とのルールの確認及び取り扱いの一元化などを求めていく。
 - ⑤ J R各社の施設や車両、機械のアスベスト完全除去に向けた点検・調査を継続し、交渉を求めていくこととする。また、必要に応じて外部講師の活用も含めた機関での学習会等を開催していく。
 - ⑥ 旧国鉄・J R大井工場アスベスト裁判について、動向を注視していく。
- (5) 「J R 30年検証委員会報告」を活かした運動を全国で展開するとともに、これまで策定してきた政策の実現と問題の本質について広げる運動を継続・強化していく。
- ① 地方交通線や並行在来線の存続と活性化にむけて、制度・政策要求実現の取り組みを中央・地方で強化する。とりわけ、国・地方自治体への要請、地域における「利用者の会」「存続させる会」「地域協議会」等との連携を強め、積極的に関わっていく。
 - ② J R二島・貨物会社の構造矛盾解消に向けて、「J R二島・貨物の維持・活性化にむけて一私たちの提言」を活用し、国および政党や議員への働きかけを強化し、恒久的な支援策を確立させる運動や、関係機関との連携を図り、引き続き取り組みを強化していく。また、地球環境に優れた鉄道貨物輸送の優位性を踏まえ、モーダルシフト推進の取り組みを行う。
 - ③ 新幹線建設にともなう並行在来線の廃止、第三セクター化については、「並行在来線の維持・活性化に向けて一私たちの提言」を活用し、中央・地方での運動の意思統一や意見交換、学習会などを開催し、国・地方自治体への要請、関係機関との連携を図り、国民の足を守る運動を具体化させていくこととする。整備新幹線3区間をめぐる「立ち止まって考える」という視点での対応も呼びかけていく。
 - ④ J R東海が進める「リニア中央新幹線建設」については、社会的要請・必要性やコンセンサス、費用対効果、需要予測と建設リスク、環境問題や人体への影響など懸念もあり住民訴訟も始まっている。既に着工から10年近く経過しているが、3兆円にも及ぶ財政投融资が行われただけに、改めて国民的議論を呼びかけることが重要であり、「J R 30年検証委員会報告」や「リニア中央新幹線の検証国民的議論を、今こそ」を活用した取り組みを引き続き進めていく。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組み

新型コロナウイルス感染症は5類へ移行したが、未だに変異を続け終息には至っていない。本部は、組合員・家族の命と健康を守る立場から、「5類」に変更となった以降も、国労から感染者を「出さない・拡げない」ことを基本に状況の変化に応じた対応を指示してきた。また、各社の予防対策について調査を取り組み、各エリアで共有し、感染した場合の「有給休暇制度」の確立やワクチン接種の助成金など全国統一要求と位置づけてきた。コロナが終息しない中、引き続き取り

組みを強化することが重要である。コロナ感染をめぐっては、全国で2名の組合員が労災認定されているが、厚生労働省は「5類」に変更しても業務に起因して感染したと認められる場合には、労災保険給付の対象としている。同時に「労災手続き」について、組合員が多大な負担も強いられている現状の中で、会社の責任において「労災手続き」を行わせることを求めている。いかなければならない。

2. 2025年春闘の闘い

- (1) 2024年春闘は、企業の収益は改善されたが燃料費の高騰などが影響を与えている情勢のもと、物価上昇が続く中で実質賃金は下がり続け、可処分所得の減少など厳しい状況を背景に闘われた。
- (2) J R各社の回答は全社ともに定期昇給については完全実施ではあったが、ベアについては、J R北海道が1,500円、J R東日本が所定昇給額同額+4,000円、J R東海が7,000円、J R西日本が4,500円、J R四国が3,000円、J R貨物が基本給に0.1%（平均300円）+1,500円となりJ R九州は賃金制度改正による基本給引き上げのみの回答となった。
- (3) 2024年春闘では、全組合員が参加する「職場からの春闘」をめざし、地域春闘の構築とJ Rの構造矛盾の改善を求める取り組みに全力をあげてきた。2025年春闘においても、この取り組みをさらに強化する。総じて各社の業績が回復傾向にある中において、労働者の立場に立った労働分配率の改善を求め、賃金・生活の底上げを求めることが重要である。さらに憲法改悪や労働法制改悪反対などの課題と併せて地域の仲間と共に闘うこととする。
- (4) 2025年春闘の具体的方針については、拡大中央委員会で確立することとし、J Rグループ総体の賃金・生活の底上げを求め、国労として春闘を構築することとする。
- (5) 具体的には、以下の課題に全力をあげて取り組むこととする。
 - ① 要求については、拡大中央委員会で統一要求を決定する。また、夏季手当をはじめとした期末手当要求についても議論し、決定する。
 - ② 職場からの春闘構築を図るために、全組合員が参加する闘いを創出し、全職場から要求実現にむけた取り組みに全力をあげる。
 - ③ J R各社における制度や事案の検証を進め、制度や労働条件改善に向けた取り組みを強化する。
 - ④ 非正規労働者の正社員化、労働条件改善、賃金改善にむけた闘いに連帯した取り組みを行う。
 - ⑤ 交運労協を中心に共闘組織などの行動に積極的に参加し、地域で闘う仲間と

の連帯・共闘を追求する。

- ⑥ 制度・政策要求やJRの構造矛盾解消を求める取り組みを強化する。
- ⑦ 国労が掲げる要求実現に向けた大衆行動を中央・地方で構築する。
- ⑧ 平和フォーラムや「戦争をさせない・9条を壊すな！総がかり行動実行委員会」の呼びかけに応え、平和・護憲を求める諸闘争に総力をあげて取り組む。
- ⑨ 岸田政権が目論む憲法改悪に反対し、労働法制の改善、脱原発、沖縄に平和な生活を取り戻す闘いをはじめとする政治課題と結合した闘いを強化する。
- ⑩ ストライキ態勢の確立をはじめ、具体的な戦術は中央戦術委員会の判断を踏まえ中央執行委員会で決定する。

3. 労働協約改正と期末手当獲得の闘い

- (1) 労使関係部分の労働協約改正の闘いについては、各社で締結時期及び締結期間が異なっている。また、団体交渉事項や設置単位、会社施設内での組合活動、掲示板の制限、平和条項に対するJR各社の頑なな姿勢の中、憲法・労組法が「制限」された内容となっている。基本的な共通重点要求として① 団体交渉単位と交渉事項の拡大 ② 会社施設利用をはじめとする便宜供与の拡大 ③ 苦情処理の充実等―を柱に取り組み、実質的な運用を含めて要求の前進をめざしていく。同時に、労働条件部分の労働協約締結エリアにおいては、諸制度や規定・諸手当の改善をめざして運動を積み上げ、団体交渉を強化する。また、貨物会社においては、貨物協議会と連携し「職場討議資料」や「交渉速報」の発行などを通じて、今日までの交渉の到達点と課題を明確にした運動を引き続き展開していくこととする。
- (2) 期末手当獲得の闘いにおいては、期末手当が切実な生活実態に基づく「生活給」であることを前面に押し出して、要求獲得をめざすこととする。また、顕著となっている会社間の「格差」是正、労働者への公正な配分を求め、とりわけ構造的な矛盾を抱えるJR二島・貨物会社における格差是正の取り組みの強化も求められている。この間の取り組み状況を踏まえ、要求月数等についても次期中央委員会において確認し闘いを進める。

― 期末手当要求の考え方 ―

- (1) 年間要求月数〇ヵ月を基本とし、各エリアではさらに上積みをめざす。
- (2) 要求月数は各エリアで前年度実績を上回る目標月数とし、夏季手当・年末手当の要求配分は各エリア本部で調整する。
- (3) 夏季手当・年末手当とも可能な限り、各社の業績を踏まえた個々の交渉による要求の前進をめざす。
- (4) グループ会社における要求については、年間要求月数〇ヵ月を基本とし、夏季

手当・年末手当の要求配分については、各エリア本部で調整する。

- (5) 申入日・支払日については、各社によって交渉時期に違いがあることから、情勢を分析しながら各エリア本部で調整をはかる。

4. JR健保・年金等の改善に向けて

- (1) JR健康保険組合の現状と保険料率問題について（別途）
(2) 安全・安心の社会保障制度の確立にむけて

新年度の4月1日から、年金や医療など社会保障の制度が変更された。このうち年金の支給額は、前の年度より引き上げられるが、賃金の伸びより低く抑えられたため、実質的には目減りとなる。

公的年金の支給額は、毎年度改定されていて、このところの物価上昇率と名目賃金の上昇率を踏まえて、4月分からは、前の年度より2.7%引き上げられた。ただ、将来の給付水準を確保するための「マクロ経済スライド」と呼ばれる仕組みによって、賃金の伸びより低く抑えられたことから、実質的には目減りとなった。

一方、毎月支払う国民年金の保険料は、460円増えて1万6,980円となり、また、公的医療保険では、比較的収入の多い75歳以上の高齢者の保険料がこれまでよりも増えることになった。年間の年金収入が211万円を超える人が対象で、保険料の上限も今の年間66万円から73万円に引き上げられる。1人当たりの平均では年間4,100円の保険料の増加が見込まれているが、高齢化に伴う現役世代の保険料負担の増加を抑制するため、一部はこれまで現役世代が負担していた出産育児一時金の財源にも充てられる。

こうした現状に、生存権を保障する憲法25条を守り、生かそうとする集会在5月16日、東京・永田町の衆議院第1議員会館で開かれ、生活保護受給者や非正規労働者、介護・保育などの現場で働く当事者らが集まり、「防衛費より社会保障の拡充を」と訴えた。生活保護を受給する参加者は、厚生労働省に対して、生活保護の基準額引き下げ処分取り消しを求める集団訴訟の原告団の1人で、異常な物価高や円安などが生活を直撃していることを踏まえ、「裁判結果を待たず、政府判断で基準額を大幅に引き上げてほしい」と力を込めた。また、ハローワークで働く非正規公務員の女性は、非正規公務員の多くは年収200万円以下だといい、「困窮者を路頭に迷わせ、その困窮者に対応する非正規職員までも困窮に陥れている国の制度のおかしさを知ってほしい」等々と発言した。

国労は、安全・安心の医療・介護・年金・制度の確立に向けて、消費税増税や社会保険料の負担増に反対し、憲法25条に基づく社会保障制度の確立に向けて、社会保障関係団体、鉄道退職者の会等との連携を深めながら、取り組みを一層強化していくこととする。

5. 組織の強化・拡大と権利確立をめざして

(1) 組織強化・拡大の取り組みについて

昨年の第92回定期全国大会において、闘争指示3号「国労の課題と方向性—今後5年間を見据えた組織ならびに運動展開」の中間総括を行なうとともに、国労の最重要課題である組織拡大の実現に向け、全機関が一丸となって取り組みを強めていくことを確認した。

昨年9月22日に開催した「各エリア本部委員長・書記長合同会議」では、「組織拡大対策会議」を設置し、「組織強化・拡大の具体的な運動の展開について」（闘争指示第3号）を発し、この間、組織強化・拡大運動を強めてきた。

組織の現状はより厳しさが増している状況の中でも、2023年度において各級機関における労働条件改善をはじめとした日常活動など地道な運動の積み上げにより、〇〇名の組織拡大を実現することができた。新たに仲間を迎え入れることができたのも、国労運動の原点ともいえる職場・分会における献身的な努力や地道な取り組みの成果に他ならず、こうした職場や分会、各級機関での運動や取り組みに学び、一人ひとりの組合員が自らの職場・機関の中で考え、行動を実践していくことが求められている。

昨年、新型コロナウイルス感染症が5類へと引き下げられたが、JR各社及びグループ・関連会社の経営状況もコロナ禍前へと回復していく一方で、コロナ禍による運輸収入の減少や少子高齢化の到来を理由に、JR各社は要員削減や効率化などの諸施策を加速させている。こうした中、職場では若手社員を中心に不平や不満が増大し、会社に将来展望を見出せず離職していく社員に歯止めがかからない深刻な状況がある。

それだけに今こそ原点にかえって、職場に渦巻く仲間の不平・不満を丁寧に拾い上げ、現場長交渉や団体交渉をはじめ、あらゆる機会を通じて、会社に対する粘り強い労働条件改善の取り組みの強化が求められている。

各社における新規採用者対策は、駅頭や研修センター前等での宣伝行動など新規採用者獲得に向けた行動がスタートしたが、職場配属後の取り組みがより重要であり、一番身近で直接的に加入を呼びかけられる職場末端の分会段階から「組織拡大をするために今何ができるのか」を引き続き議論し、拡大対象者へのオルグ等、具体的な運動の実践や行動へと移していかなければならない。

同時に、各エリア本部や地方本部との連携を強めながら、拡大対象者に国労運動を広く宣伝するためのHPやSNSによる積極的な活用とともに、本部HPの充実化と今春から導入した「TUNAG」の登録作業を全組合員対象に行い、その活用と充実化、そして組織拡大のツールとして十分に活用する運動を進めていく。

これからの国労組織を展望したとき、組織拡大は最重要かつ必須の課題として

認識される中で、その基盤となる「次世代組合員の育成」は大変急務な課題である。それだけに、学習と交流を通じて次世代の「つながり」をより強固なものとしながら、組織強化・拡大を全ての闘いの集約点と、全機関が一丸となって取り組みを進めることとする。

具体的には

- ① 職場環境や労働条件の改善を求める日常的な職場要求の取り組みと組織拡大は車の両輪である。組織拡大と職場の運動を連動し強化する。
- ② 引き続き、「組織強化・拡大対策会議」を設置し、「組織強化・拡大の具体的運動の展開」の意義を深め、意思統一を行うため、本部は全国オルグの要請に積極的に応える。
- ③ 各級機関は、組織強化と組織拡大に向けて全組合員が全力をあげて取り組む。
- ④ 本部は、統一ゾーンと連動し、学習、宣伝行動の強化を図る。各エリア・地本はそれぞれの目標と計画を立て具体的な運動を展開していく。
- ⑤ 今年度も、全国・エリア組織部長会議や組織強化・拡大経験交流集会等を開催し、組織拡大の経験交流と中間的な到達点の確認と総括を行い、次の運動展開に向けて、交流、意思統一を図っていく。
- ⑥ 青年部・女性部との連携とともに、意思統一の場を設けながら、組織対策を強化するとともに、次世代の育成についての取り組みを強化していく。
- ⑦ 引き続き、関連労働者の組織化を取り組むとともに、関連労働者の待遇改善等を求める団体交渉等の強化に向け、当該機関との連携を強める。
- ⑧ 「TUNAG」の全組合員登録と一層の充実化をはかり、組織強化・拡大の新たな情報発信ツールとして最大限活用していく。

(2) 運動展開のゾーンについて

今年度も運動展開のゾーンを設定し、第94回定期全国大会に向け、組織強化・拡大をめざす運動を取り組んでいく。

- ① 2025年1月末に招集を予定している第195回拡大中央委員会までを第一ゾーンとする。
- ② 第195回拡大中央委員会での議論と中間総括を踏まえて、2月から第94回定期全国大会までを第二ゾーンとする。2025年春闘の取り組みを組織拡大の取り組みと結合し、特に新規採用対策に全力をあげ、職場からの創意・工夫した取り組みを全組合員で行う。
- ③ 5月下旬から6月上旬に開催する「全国組織強化・拡大経験交流集会」で組織拡大の経験を中間総括し、拡大の流れを加速させ、勢いを増すための意志統一をはかる。
- ④ 「経験交流集会」での中間総括を踏まえ、第94回定期全国大会まで、安全・安定輸送確立、夏季手当獲得、職場要求実現、さらには国民的課題と組織拡大を結合して取り組みを強化する。

青年部の活動について

青年部は、今後の国労運動の担い手としての意義が問われている。この間、労働条件の改善、平和を守る闘い、安全・安定輸送の確立、JR採用者の国労加入の促進と、平和学習交流にも力を入れて活動してきた。拡大中央委員会や青年女性中央行動に合わせて学習交流会を開催し、運動の底上げを図っている。

また、貨物の青年部要求の交渉をはじめ、労働法制改悪問題、平和問題や原発問題など青年の視点から取り組みを進めている。この間加入した仲間からも、国労に対する期待や共感が寄せられているだけに、引き続き青年部の要求前進のため奮闘していく。また、「5年ビジョン」でも提起している次世代の役員育成や継承の観点も意識的に追求する。

具体的には

- ① JR採用の組合員との連携や、新入社員への国労加入を独自に呼びかけ、組織拡大の取り組みを強化する。
- ② 独自要求の実現に向け、学習・教育を進めつつ要求の組織化をしていく。
- ③ 労働条件の改善に向け、職場からの闘いを強化する。
- ④ 関連会社における青年労働者の組織化に向け引き続き努力する。
- ⑤ 「青年・女性部」を中心とした交流・共同行動を進めていく。
- ⑥ 平和と民主主義を守る企業・産別を超えた広範な青年運動への参加をめざし、反戦・平和運動や憲法改悪阻止の取り組みを強化する。

女性部の活動について

女性部は、労働条件の改善、男女平等・女性の権利確立をめざして活動を展開してきた。各職場においては、他労組も含めて人間関係を構築し、情報収集や啓蒙活動を行い、労働条件改善に向けて取り組んでいる。本年2月には「青年・女性中央総行動」をオンライン併用で開催し、学習と交流によって団結を深めてきた。女性が健康で安心して働き続けられる労働条件を確立するために、女性部運動の強化は重要であり、引き続き、要求前進のために活動を強化していく。

具体的には

- ① 権利意識を高めるための学習を行い、労働条件の改善に向け、職場からの闘いを強化する。
- ② 女性の権利確立、真の男女平等をめざし、「改正男女雇用機会均等法」に関する点検を行い、「附帯決議」を守らせる取り組みを行う。
- ③ 新型コロナウイルス感染防止を求め、医療現場で働く仲間の命と健康を守り、労働条件や労働環境の改善に向けて全力で取り組みを強化する。
- ④ 育児休業、介護休業に関する制度の改善を求めて運動を強化する。
- ⑤ 「青年・女性部」の活動を中心に、各エリア・地方による家族会と連携しながら、春闘などの行動に取り組む

- ⑥ 反戦・反基地・憲法改悪阻止・脱原発などの運動を強化していく。

事業活動等について

事業活動は、相互扶助の精神と組合員・家族の世話役活動の観点から、以下の取り組みを重点的に推進する。

- ① 事業活動の具体化として、アフラック生命(保険代理店「アベニール株」)の「生きるを創るがん保険WINGS(新規契約者用)」「生きるためのがん保険Days1プラス(既契約者用)」及び「医療保険EVERシンプル」等への組合員及び家族の加入拡大をめざし、組合員・家族のニーズに合った「がん保険商品」の契約促進をはかるために学習会等を計画する。
- ② 近年、地震や風水害など大規模自然災害が数多く発生し、各地で甚大な被害が出ている。そのためにも相互扶助の視点からも、組合未加入者への声掛け運動とあわせて引き続き相互扶助の目的を広め、「こくみん共済COOP」への加入促進を推進する。
- ③ 「こくみん共済COOP」への契約移転に伴う諸手続きについては、鉄関労共済対策部などとも連携しながら、組合員への不利益が生じないように引き続き対応していく。

鉄道退職者の会との連携について

これまで鉄道退職者の会は会員相互の親睦と連帯を基礎に、現職組織との連携を密にしながら、高齢化社会に対応した社会保障制度の改善や相互扶助の全国交運共済・こくみん共済COOPの加入促進などを中心に取り組みを進めてきた。

この間の相次ぐ年金制度改悪は無年金期間の段階的な引き上げ、医療費の更なる負担引き上げ、さらに改正高年齢者雇用安定法の改正により70歳までの就労機会の確保が努力義務となる中で、現職の60歳定年以降の再雇用だけでは退職後の生活資金が確保できず、65歳以上の再々雇用でさらに働き続けなければならない厳しい現実もあり、再雇用組合員の在職条件の改善は喫緊の課題となっている。

国労としても、引き続き現退一体で継続した国労運動を強化し、アスベスト健康被害対策や年金制度の改善を求める闘いに加え、組合員の60・61歳定年退職時に「鉄道退職者の会」への賛助会員登録などを呼びかけるとともに日常的連携を深めていく。

6. 調査・点検活動の前進をめざして

毎年取り組んでいる賃金・生活実態アンケート調査は、全組合員・家族の生活実態と要求を把握し、春闘や期末手当獲得に向けた闘いの基礎となり、大きな役割を果たしている。

組織が減少する中、全体の回収率を上げることや組織拡大を視野に入れて取り組

むことを重視する中で、各エリア・地方本部の奮闘により、未加入者、他労組組合員の集約数は増加しており、他労組から集約した意見・要望の項目では、賃金・労働条件について改善を求める声が出されるなど、所属組合を超えて、不平・不満が高まっていることが明らかになっている。

また、職場実態の調査・点検活動にとどまらず、地方では宣伝活動とともに利用者アンケートなどを取り組み、安全・安心な鉄道の構築をはじめ、利用者サービスを守り向上させる取り組みと、会社や国交省・運輸局交渉や要請行動につなげている。

一方、労働者の詳細な実態が掴みにくいなどの意見も寄せられていることから、調査・点検活動の意義や目的について各級機関との意志統一を図り、「TUNAG」を活用したアンケートの実施も視野に入れながら、集約数を高め、多くの労働者の実態を把握し、運動に活かすことが求められる。

今後も、様々な意見を踏まえ、賃金・生活実態調査を取り組むとともに、労働条件の改善と安全・安定輸送の確立、公共交通の再生に向けて以下の通り調査・点検活動を進める。

具体的には

- (1) 本部及び各エリア本部は、「安全総点検」運動等を取り組み、要求の作成や団体交渉を取り組んでいるが、引き続き要求実現と職場活動の活性化に向けて調査・点検活動等を積極的に取り組む。
- (2) 「賃金・生活実態アンケート」は、2025年春闘に向けて全組合員参加の取り組みとして実施する。
- (3) 安全問題やローカル線問題などの調査については、関係機関と連携して引き続き取り組む。
- (4) その他の調査活動は、エリア業務部長会議等の意見を踏まえて中央執行委員会で決定し、実施する。

7. 労働者教育・文化の充実と情宣活動の取り組み

JR職場では、AIやIoTを導入した人を介さない効率化施策や委託化が推し進められている。

こうしたなかで、安全で安心して明るく健康に職場で働き続け、暮らせる社会を作るためにも、労働者教育は重要である。

それだけに今後も各エリア・地方本部が取り組む各種レクリエーションやサークル活動などとも連携しながら文化活動の充実をはかっていく。

労働者教育・文化活動については、組織・財政面での困難さはあるが、創意工夫してこれを克服して取り組んでいかなければならない。

情宣活動については、インターネットの普及が進み、労働組合として正確・敏速な情報の伝達が求められている。組合員と機関相互の情報交換の手段として、「国鉄新聞」やホームページ等も活用しながら、全組合員の情報共有のためにも、情報発信ア

プリによる全組合員の登録を早期に実現し、組合員の学習・教育、正しい情報元となるものとする。

具体的には、

- (1) 労働者教育に向けた学習と交流の場を設ける。
- (2) 「国鉄新聞」等の内容の充実に向け努力するとともに、各級機関の機関紙活動を強化する。
- (3) 組合員が関心を持ち、組合員以外へのアピールも含めたホームページの作成やSNSの活用に向け努力する。
- (4) 情報発信アプリ「TUNAG」の登録を推進しながら、全機関で活用できるよう態勢を整え、情報共有化と組織拡大を視野に入れた取り組みを進める。

8. 共闘運動の前進をめざして

岸田政権は、ウクライナ戦争およびパレスチナ危機、中国・北朝鮮との安全保障上の緊張の高まりを理由に、改憲に向けた動きと安全保障政策の見直しを加速させてきた。また自民党をはじめとする改憲勢力は、一部野党を巻き込み、改憲議論の実績づくりのための憲法審査会の開催を重ねている。

また辺野古新基地建設の強行、重要土地調査規制法や経済安全保障推進法など「憲法改正」を伴うことなく実質的に戦争ができる体制整備が政権の独断で進められてきた。

こうしたなか、東京電力は福島第一原子力発電所で増え続ける「トリチウム汚染水」の海洋放出を5回実施している。

国労は昨年11月19日～20日に11回目を迎えた「国労フクシマ交流・視察学習会」を取り組んだ。あらためて原発事故が何をもたらしたのか、参加した多くのJR採用組合員とともに現地視察と学習会を実施し、「核と人類は共存できない」ことを確認した。事故を風化させないために訴え続けることが重要となっているだけに、今年度も当該地方本部や原発立地エリア・地方本部の協力を得て地域や共闘と連携しながら、原発に頼らないシステムや災害に強い街づくりをめざし、第12回国労フクシマ交流・視察学習会を実施する。

国労は、職場における闘いを基本としながら、企業・産別を超えて交通運輸労働者の制度や労働条件の向上をめざす取り組みに全力をあげてきた。

これまでも交運労協に結集し、陸・海・空の交通運輸労働者との交流を深め、制度・政策要求を中心に国、都・県交渉や要請行動などを行ってきたが、さらに各県やブロック、地区及び鉄・軌道、バスなどの各部会としても取り組みを進めていくこととする。

政治の転換や平和運動の輪を広げるためには、共闘組織との連携が不可欠であり、労働団体をはじめ、労働弁護団や市民と連携した運動が必要である。さらに、ナショナルセンターとの関係や連携についての議論を深め、共闘運動の発展と連帯の輪を

拡げ、大衆行動の更なる前進に向け取り組みを強化することが求められている。

具体的には、

- (1) 交運労協に結集する陸・海・空の交通労働者との交流を深め、労働条件向上、規制緩和の問題点を追及する運動、総合交通体系確立をめざす取り組み等を強化する。
- (2) 平和フォーラム・平和運動センター等との連携をさらに強化していくとともに、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」の取り組みに積極的に参加する。
- (3) 全労協の加盟組合として取り組みをさらに強化していく。
- (4) ナショナルセンターと連携し、一致する要求・課題での取り組みを追求する。
- (5) 地方・地域においても共闘運動の強化をはかる。

9. 平和と民主主義を守る闘い

東京電力福島第一原発事故から13年が経過した。2024年2月時点での東日本大震災による福島県全体の避難者は26,277人（ピーク時は2012年5月の約16.5万人）となっている。

被災地域ではさまざまな復旧・復興の取り組みが進められている一方、岸田政権は福島第一原発事故以来、「原発の依存度を低減する」というこれまでの方針を転換し、原子力の最大限の活用、原発再稼働の推進と新增設、運転期間制限（現行原則40年、特別に60年まで）の撤廃、高速炉や小型原発、核融合炉の開発推進などを掲げ、原発積極推進に大きく舵を切った。

一方、2024年度予算案の防衛費関係は、17年連続で増加し、過去最高を更新し7兆7千億円となった。安倍政権下で、これまで違憲としてきた集団的自衛権の行使が容認されたが、そのことを基本とした安保法制（戦争法）が成立したことにより、歴代政権がみずから課してきた「専守防衛」が形骸化され、いままた敵基地攻撃能力の保有により、岸田政権は「戦争する国づくり」へとひた走っている。

また、米軍普天間基地の返還合意から27年が経過し、2014年2月に日本政府が沖縄県に「5年以内の運用停止」を約束してから10年が過ぎたが、沖縄の基地負担軽減といいながら、日米共同訓練の増加に伴い、訓練に伴う重大事故や米軍関係者による暴力事件はいまだに後を絶たない現状にある。

2017年7月に国連総会で採択された核兵器禁止条約（TPNW）は、人道的立場から核拡散防止条約（NPT）を補完するものとして2021年1月に発効した。2024年4月現在、署名国は93か国（地域）、批准国は70か国（地域）となり、この1年間でさらに拡大している。この間、日本政府は核保有国と非保有国の「橋渡し役」をつとめると釈明しながら、一貫してTPNWへの不参加の態度を続けている。非核三原則を「国是」と言いながら、実質的にこれを破壊する核大国の動きを制御できない

日本政府に対して、戦争被爆国として果たすべき役割と努力を求め、広範な世論をつくり出していかなくてはならない。

憲法施行から 77 年を迎えた 5 月 3 日、有明防災公園において 5・3 憲法集会が 3 万 2 千人の参加者のもと開催された。戦後 80 年、平和と民主主義、平和憲法が重大な危機を迎えているだけに、平和・人権・民主主義の憲法理念の実現に向けた取り組みが極めて重要である。

さらに、国労被爆者対策協議会（被対協）による広島・長崎での慰霊式典の取り組みをはじめ、核なき世界の実現と脱原発社会の実現に向け、より一層、世論喚起と運動の強化を図っていかなくてはならない。

そのためにも、引き続き平和フォーラムや「戦争をさせない 1000 人委員会」、「9 条の会」などが取り組む各地での護憲・平和運動にも積極的に参加することとする。また今年も被対協カンパは、組合員一人 200 円を目標に取り組み、原爆死没者慰霊式典の今後の運営等についてはさらに検討を行っていく。

10. 国際連帯活動の前進をめざして

I T F（国際運輸労連）は、交通運輸労組の世界的組織で、世界 147 カ国・670 組合の連盟であり、組合員 1,970 万人を代表している。1896 年にロンドンで結成され、現在は海運・港湾・鉄道・路面・貨物旅客輸送・内陸水運・水産・観光・民間航空で働く労働者を組織している。

I T F は、世界レベルで交通運輸労働者を代表し、グローバル・キャンペーンと連帯を通じて交通運輸労働者の利益を促進し、また、独立した民主的な労働組合運動の発展と基本的な人権・労働組合権の擁護にも寄与している。あらゆる形の全体主義、暴力、差別にも反対し、交通運輸労働者特有の問題に焦点をあて、鉄道労働者は「安全」、民間航空労働者は「エア・レイジ(迷惑行為)反対」、路面運輸労働者は「長時間労働反対」、内陸運輸労働者は「ライドシェア反対」、港湾労働者は港での「組合弱体化攻撃反対」の闘いの国際キャンペーンを行っている。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻では、ウクライナ全土に戦火が広がり、多くの一般市民とともに交通運輸労働者がミサイル攻撃などの犠牲となっている。今後とも I T F とともにウクライナの加盟組合との国際連帯を強め、抗議と即時撤退、平和的解決の声をあげることが必要である。

国労も世界の労働者にかげられたさまざまな弾圧や抑圧を跳ね返し、「国際行動週間」などを通じて国境を越えて世界の交通運輸産業に働く労働者との連帯をさらに強めていかなくてはならない。

具体的には、今日までの経過と方針を踏襲し、活動を強めていくこととする。

- ① I T F 活動への積極的な取り組みを進める。
- ② I T F 鉄道部会及びアジア太平洋地域の活動に参加する。
- ③ 国外の鉄道労組との連帯・交流に取り組む。

- ④ 国内外における外国人労働者の人権・雇用問題に関する闘いへの連帯活動に取り組む。

11. 政治闘争の強化について

現在、衆議院・参議院の両院において「憲法改正」に前向きな自民・公明・維新・国民を合わせた4党で、憲法改正発議に必要な3分の2以上の議席を確保している。この間、岸田政権は、国の外交・防衛政策の基本方針である「国家安全保障戦略」をはじめ、「国家防衛戦略」、「防衛力装備計画」のいわゆる安保3文書の改訂について閣議決定を行い、これまでの平和主義、専守防衛のあり方を根底から変えてきた。さらに「台湾有事」を名目に、南西諸島への自衛隊配備強化、軍拡路線を鮮明にしている。

岸田首相は、国際共同開発した防衛装備品の第三国への輸出について「個別の案件ごとに閣議決定し、その前に与党協議を確保する」と答弁した。

改憲勢力は災害時などの国会議員の任期延長の必要性について、国会機能の維持（立法機能、行政監視機能）のためとして、緊急時の国会議員の任期延長の憲法改正について、まずは緊急事態条項の改憲発議をめざしており、憲法9条の改悪に連なる動きは今後も強まることが想定される。

こうした情勢のもと、改憲発議を阻止するため、引き続き、反戦・平和・憲法擁護・民主主義擁護の立場から、連帯・共闘を強め、あらゆる政治闘争を全力で取り組む。

具体的には

- ① 労働者・勤労国民の立場に立って、当面する政治課題に積極的に取り組む。
- ② 国民本位の政治を取り戻すために、当面する国政選挙をはじめ、各選挙闘争を全力で取り組む。

12. 政党と労働組合の関係について

国労は戦後一貫して、反戦・平和・護憲・民主主義擁護を中心とする立場で政治闘争を闘ってきた。今後も、この基本方針を堅持して運動を進めていく。

戦争につながるあらゆる策動に反対し、闘いを強めていくこととする。

組合員の思想・信条を保障し、国民本位の暮らしを保障する政治、平和と民主主義の確立をめざす政党との協力・共同の関係を構築していくこととする。

13. 全国交運共済生協およびこくみん共済COOPの加入促進につい

て（別途）

14. 労金運動の推進について

労働金庫は、1950年に岡山と兵庫で設立され、1953年に定められた「労働金庫法」に基づき、労働組合や生協などが資金を出し合って設立した労働者福祉施設の金融機関であり、国労もその設立に大きく関わってきた。

労働金庫は営利優先の市中の金融機関と違い、組合員から預かった資金を住宅や教育・マイカーローンなどに使われており、融資の99パーセントは個人・組合員向けとなっている。

根拠法である『労働金庫法』において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という事業運営についての原則が定められ、全国の労働金庫は、これらの原則に基づき、これまでも個人・組合員本位の事業運営を実践してきたが、勤労者一人ひとりの生涯にわたり、その立場に立った良質な商品・サービスの提供を行うことが本来的な役割・存在意義であるとされている。

労働金庫は1997年5月16日、『お客様本位の業務運営に関する取組方針』を策定・公表し、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動を踏まえ、変化する時代の要請に応えるべく、「ろうきんの理念」のもと、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開してきている。

今後とも、労働金庫設立の理念と今後の健全経営のため、あらためて労働金庫の利用を全組合員に広めていくとともに、各級機関での利用を拡大・推進していく。

VI. 全国協議会の現状と今後の活動について (別 途)

全国貨物協議会

ソフトバンク協議会

自動車協議会

VII. 財政の確立

2024年度予算は、〇〇〇〇名で編成する。

組合財政の基盤は、組織運営の基礎であることから、組織拡大と財政基盤確立を一体のものとして位置付け、以下の通り財政執行を行うものとする。

1. 2024年度予算編成については財政議題による。
2. 財政専門委員会を設置し、財政基盤確立に向けた検討を行う。
3. 財政の有効活用、経費節減にむけた取り組みを促進する。

VIII. 闘いの展開

1. 新執行部の成立は〇月〇日とする。
2. 各級機関は、大会で決定された方針を全機関・組合員に徹底し、闘いの前進を図る。
3. 各エリア・地方本部は10月末を目途に大会を終了し、機関整備を図る。
4. 組織の強化・拡大を図る。
5. 安全・安定輸送確立に向けた闘いを継続・強化する。
6. 期末手当・労働協約など秋季年末闘争に全力をあげる。
7. 職場の民主化、健全な労使関係を確立する闘いに全力をあげる。
8. 中央闘争委員会を設置する。
9. 中央委員会は、〇月に開催する。